

[様式第 1 3 号]

[特例政令適用一般競争入札]

質 疑 応 答 書

工事名 第 3 南蒲生幹線工事 2

質 問 事 項	整理番号	1 3 0 5 1 0 5 5 7
	回 答	
① 全体工程を検討する際、第 3 南蒲生幹線工事 1 の到達工程は、日数算定上考慮しなくてもよい。ということよろしいでしょうか？	第 3 南蒲生幹線工事 1 の到達工程は考慮する必要はありません。	
② No.MG3-8-1 発進立坑部の土留支保工の設計計算書を開示願えませんでしょうか。	開示することはできません。	
③ 国道 4 号の本線車道の規制は、夜間は車線を解放することを条件とし、昼夜連続規制は不可。という考えでよろしいでしょうか？	規制の条件は道路管理者および交通管理者との協議によります。 なお、簡易な施工計画のテーマ②の細目②の記載にあたっては、夜間は車線を開放することを前提として記載願います。	
④ 工程短縮において、発進立坑の仮設構造物（柱列式地中連続壁、土留支保工）の変更は可能でしょうか？	契約後の協議事項となります。 なお簡易な施工計画の記載にあたっては、設計図書に基づくものとしておりますので、質問にあります変更は認められません。	
⑤ 地盤改良の超高压噴射攪拌工法について、改良強度、造成（ラップ）が設計を満足していれば、改良径の変更は可能でしょうか？	上記④の回答のとおりです。	
⑥ 吊防護詳細図（図面番号 45/60）は、【参考】となっていますが、吊り防護に使用する部材の形状・寸法・材質の変更は可能と考えてよろしいでしょうか？	吊防護の方法については任意施工としていきます。契約後に防護方法を検討のうえ、監督員の承諾を得て施工してください。	

注 1 この質疑応答書は、設計図書等に対して質問がある場合（見積りに必要な事項に限る。）に提出してください。会社名を記入する必要はありません。